

# 受益者負担金の適正化の基本的な考え方

## 1 対象とする受益者負担

種類	内容
使用料	公の施設を利用する場合に負担するもの 例 体育施設、教育施設、文化施設、社会福祉施設、公園等
手数料等	普通地方公共団体の事務で特定の者のために提供するサービスの対価 例 各種諸証明の手数料等

※ 国が法律、政令等により基準を定めているものについては除外

2 以降については、特に施設の使用料等に関する基本方針を抜粋

## 2 算定方法の確立

(1) トータルコスト（全てのコスト）の把握

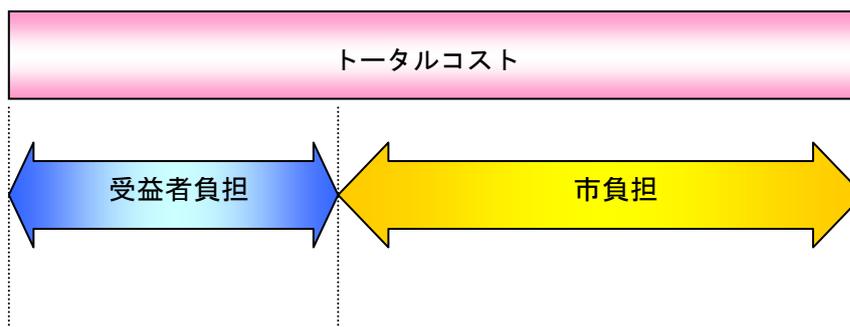
ア トータルコストの把握。直近3ヵ年度の平均値を算出の基礎として使用。

イ 項目ごとに算定基礎を設定

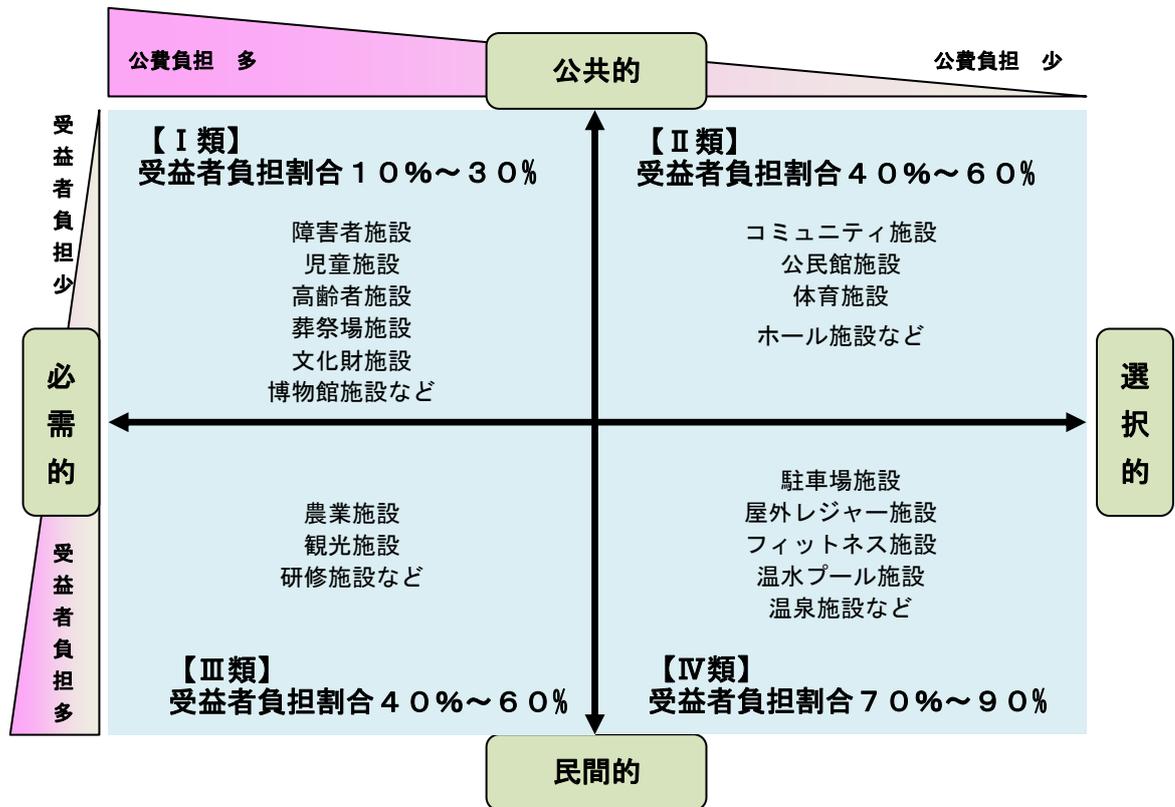
トータルコストの項目
人にかかるコスト
土地にかかるコスト
建物にかかるコスト (施設の大規模修繕費は、再調達価格等に含まれる考えから、コストには参入しない)
維持管理にかかるコスト (工事請負費及び130万円以上の修繕料は、大規模修繕費とみなしコストには参入しない)

(2) 受益者負担割合の設定

受益者で負担する部分と市で負担する部分を明確化



【施設分類図及び受益者負担割合】



(3) 使用料の算定方法

次の各施設の利用形態に合わせて、具体化。

ア 入館料等利用者一人につき使用料を設定する施設

イ 空間（スペース）に対して使用料を設定する施設

※ 原則10円単位とし、10円未満は切り捨て。100円に満たない場合は100円。

(4) 貸出単位

空間（スペース）に対する使用料を算出する場合、午前・午後・夜間・全日などの区分貸出は行わず、原則、1時間単位で設定。

ただし、演劇ホールや野球場など複数時間単位で貸し出すことで利用者の利便性が向上する場合は、複数時間単位の設定も可能。

(5) 夜間、土日祝日における割り増し

公平性を確保する観点から、原則、割り増しは行わない。

(6) 冷暖房使用時の割り増し

トータルコストに含まれていることから、原則、割り増しは行わない。

(7) 同類施設の一括算出

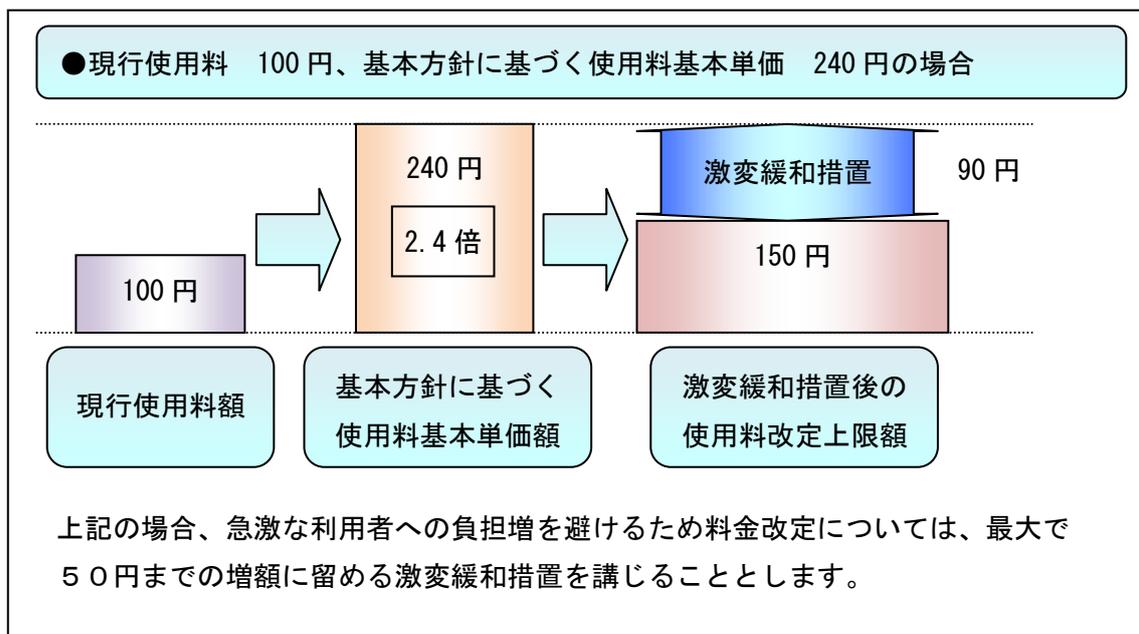
### 3 激変緩和措置

現行使用料を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増を避けるため、次の見直しまでの期間、下記のとおり激変緩和措置を実施

$$\text{乖離幅} = \text{使用料基本単価} \div \text{現行使用料額}$$

現行使用料との乖離幅	改定上限額
1. 0以上1. 2未満	使用料基本単価
1. 2以上1. 3未満	現行使用料額×1. 2
1. 3以上1. 5未満	現行使用料額×1. 3
1. 5以上	現行使用料額×1. 5

#### 【激変緩和措置のイメージ】



### 4 減免基準の設定

利用の形態	免除又は減額の割合
市又は教育委員会が主催又は共催する行事等で利用する場合	免除
施設の指定管理者が指定管理者業務を実施するために必要な利用及び施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業で利用する場合	免除
市内の幼児、小学生又は中学生で組織された団体が利用する場合	免除
市又は教育委員会が後援又は協賛する行事等で利用する場合	1/2 減額
市長又は教育委員会が公益上特に必要であると認めた場合	1/2 減額

## 5 市民（市内に居住、勤務又は通学する者）以外の利用者の取り扱い

市民料金の2倍の額を上限とし、設定。

## 6 興行利用の取り扱い

次の基準を上限とし、設定。

施設区分	入場料の額	基準
スポーツ施設及びホール施設	無料	市民料金
	1000円未満	市民料金の1.5倍の額
	1000円以上2000円未満	市民料金の2倍の額
	2000円以上3000円未満	市民料金の3倍の額
	3000円以上	市民料金の5倍の額

## 7 営利目的利用等の取り扱い

物品等の販売行為など施設の営利目的利用については、市民料金の2倍の額を上限とし、設定。

## 8 指定管理者制度を導入している施設の利用の取り扱い

基本方針に基づき見直しを実施。ただし、既に協定を締結している指定管理期間については、現行のままとし、見直した使用料の導入は、新たな指定管理期間が始まる時点からとする。

## 9 付加設備の取り扱い

夜間照明設備や特殊音響設備のように施設の利用に付加価値を付ける設備の使用料については、施設使用料と区分し、実費相当分を使用料として設定

$$\text{実費相当分} = \frac{\text{設備にかかるトータルコスト}}{\text{年間利用可能回数}}$$

## 10 備品などの使用料について

ピアノや会議室等で使用するプロジェクターなどについては、減価償却を考慮し、施設使用料とは別に料金を設定

$$\text{備品使用料} = \frac{\text{備品購入費}}{\text{耐用年数} \times \text{年間利用回数}} \text{又は} \frac{\text{備品購入費}}{\text{年間利用予定回数}}$$